

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年5月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401195 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500009 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 18 年 12 月 21 日は 34 万円、平成 19 年 7 月 13 日は 28 万円、同年 12 月 24 日は 35 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 21 日、平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 21 日
② 平成 19 年 7 月 13 日
③ 平成 19 年 12 月 24 日

A 社から支払われた請求期間①から③までの賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とされない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主の回答及び事業主から提出された請求者の請求期間①から③までに係る給料台帳により、請求者は、当該期間において、賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 34 万円、請求期間②は 28 万円、同台帳

により確認できる賞与額から、請求期間③は 35 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から③までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（平成 23 年 1 月 13 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401192 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2500009 号

第 1 結論

昭和 60 年＊月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 40 年生

住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 60 年＊月から昭和 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 60 年＊月頃に、父又は母が私の国民年金の加入手続きを行い、当時、学生であった私の国民年金保険料を納付してくれた。父は既に亡くなっており、母は高齢で、加入手続きや納付の方法について詳細は分からないが、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年＊月頃に、父親又は母親が請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているところ、請求者自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする父親は既に亡くなっており、母親は高齢により証言を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」）によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「平成 4 年 11 月 2 日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間に短大生であった旨陳述しており、請求期間当時、20 歳以上の学生は国民年金に任意加入することができる者であったところ、任意加入被保険者については、住民登録している市町村で任意加入の申し出をした日に国民年金被保険者資格を取得するものとされていたことから、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行

ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたA市は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料について、保存期限経過により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401287 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500010 号

第 1 結論

昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 6 月まで

私は、昭和 61 年 4 月末に勤務先を退職し、同年 5 月に A 市から B 市（現在は、C 市）に引っ越した。私は、自身で昭和 61 年 5 月に B 市役所で国民年金の加入手続を行い、具体的には覚えていないが、同市役所の窓口又は同市役所内にあった金融機関の窓口で国民年金保険料を自ら納付したはずなので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者自身で、昭和 61 年 5 月に B 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口又は同市役所内にあった金融機関の窓口で国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録及び請求者から提出された年金手帳によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者手帳記号番号（＊）を基に平成 9 年 3 月 26 日に付番され、当該基礎年金番号により、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格に係る入力処理についても、同日に行われていることが確認でき、当該入力処理が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、B 市の年度別納付状況リストにおいて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の記録は確認できない。

加えて、C市の担当者は、請求期間当時の国民年金被保険者資格の届出及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は、保存期間経過のため保管していない旨、また、請求期間当時、B市役所の庁舎内に金融機関の窓口があったか否かについては不明である旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。